

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年3月25日
【会社名】	株式会社ピクセラ
【英訳名】	PIXELA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤岡 浩
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
【電話番号】	06(6633)3500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 池本 敬太
【最寄りの連絡場所】	大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
【電話番号】	06(6633)3500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 池本 敬太
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債 (第1回新株予約権付社債)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 399,999,985円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)(短期社債を除く。)]

銘柄	株式会社ピクセラ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(現金決済条項付)(以下、当該新株予約権付社債を「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	記名式とし、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金399,999,985円
各社債の金額(円)	金8,163,265円
発行価額の総額(円)	金399,999,985円
発行価格(円)	本社債の金額100円につき金100円。 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率(%)	本社債には利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日(この日を含む。)から弁済の提供がなされた日(この日を含む。)までの期間につき、年14.5%の利率による遅延損害金を付するものとする。
利払日	該当事項はありません。
利息支払の方法	該当事項はありません。
償還期限	平成31年4月10日
償還の方法	<p>1 償還金額 本社債の額面100円につき金100円 但し、繰上償還の場合は第2項第(2)号に定める金額による。</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債は、平成31年4月10日(償還期限)にその総額を本社債の額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 繰上償還事由</p> <p>組織再編成行為による繰上償還</p> <p>イ 組織再編成行為(下記ホ()に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。)において、承継会社等(下記ホ()に定義する。)の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債の社債権者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に対して償還日(当該組織再編成行為の効力発生日前の日とする。)の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。</p> <p>ロ 上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ及び償還日に応じて下記の表(本社債の各社債の金額に対する割合(百分率)として表示する。)に従って計算される。</p>

償還日	参照パリティ					
	80.0%	90.0%	100.0%	110.0%	120.0%	130.0%
平成26年 4月10日	93.95	94.28	102.64	116.21	123.65	130.00
平成27年 4月10日	95.46	95.69	101.95	114.40	121.98	130.00
平成28年 4月10日	96.59	96.73	101.11	112.40	120.02	130.00
平成29年 4月10日	97.69	97.77	100.61	111.25	120.01	130.00
平成30年 4月10日	98.85	98.89	100.27	110.54	120.00	130.00
平成31年 4月10日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00

八 参照パリティは、以下に定めるところにより決定された値とする。

- () 当該組織再編成行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合
 当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編成行為承認日時時点で有効な転換価額(別記(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)
- () () 以外の場合
 会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編成行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日(決議又は決定された日よりも後に当該組織再編成行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。但し、当社普通株式の普通取引の終値のない日は除く。以下同じ。)に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含み、以下「終値」という。)の平均値を、当該5連続取引日の最終日時時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において別記(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、別記(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。
- 二 参照パリティ又は償還日が上記表に記載されていない場合には、償還金額は以下の方法により算出される。但し、かかる方法により算出される償還金額は、各社債の金額の100%を下限とする。
- () 参照パリティが上記表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が上記表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、償還金額はかかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する上記表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。但し、日付に関する補間については1年を365日とする。
- () 参照パリティが上記表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。
- () 参照パリティが上記表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

ホ それぞれの用語の定義は以下のとおりとする。

() 組織再編成行為

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割(承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)又はその他の日本法上の会社組織再編成手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

() 承継会社等

当社による組織再編成行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編成手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

ヘ 当社は、本号 イに定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

イ 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。)から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号 に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

ロ 本号 及び の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号 の手続が適用される。但し、組織再編成行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号 に基づく通知が行われた場合には、本号 の手続が適用される。

スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号 に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

支配権変動事由による繰上償還

イ 本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由(下記ロに定義する。)が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本号 に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

	<p>□ 「支配権変動事由」とは、特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。))及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。)が50%超となった場合をいう。</p> <p>社債権者の選択による額面金額繰上償還 本新株予約権付社債権者は、平成28年4月10日以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還</p> <p>イ 本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等(下記ロに定義する。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>ロ 「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。</p> <p>(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3 買入消却</p> <p>(1) 当社及びその子会社(下記(3)に定義する。)は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。</p> <p>(2) 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により(当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後)、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。</p> <p>(3) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。</p>
募集の方法	<p>第三者割当ての方法により、以下の通り割当てる。</p> <p>Pleasant Valley(プレザント・バレー) 220,408,155円</p> <p>Hillcrest, L.P.(ヒルクレスト・エルピー) 138,775,505円</p> <p>Clear Sky, L.P.(クリアスカイ・エルピー) 32,653,060円</p> <p>フラッグシップアセットマネジメント投資組合55号 8,163,265円</p>
申込証拠金(円)	該当事項はありません。
申込期間	平成26年4月10日
申込取扱場所	株式会社ビクセラ 管理部
払込期日	<p>平成26年4月10日</p> <p>本新株予約権を割当てる日は平成26年4月10日とする。</p> <p>但し、本社債の払込金額が払込期日に払い込まれることを本新株予約権の割当の条件とする。</p>
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約 (担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。上記に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項はありません。

(注) 1 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

2 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、直ちに本社債につき期限の利益を喪失するものとする。

- (1) 上記「償還の方法」欄の規定に違背したとき。
- (2) 上記「財務上の特約(担保提供制限)」の規定に違背したとき。
- (3) 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が30,000,000円を超えない場合は、この限りでない。
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

3 本新株予約権付社債の社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができる。

4 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

5 償還金等支払事務取扱者(償還金等支払場所)

株式会社ピクセラ 管理部

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>すべて完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。</p> <p>なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(1) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額</p> <p>各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、129円とする。</p> <p>なお、転換価額は第3項に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 転換価額の調整</p> <p>当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$ <p>転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 時価(第(2)号に定義される。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(但し、下記イの場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>ロ 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合</p> <p>調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p>

八 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合。なお、新株予約権無償割当て(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償発行したのものとして本八を適用する。調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

但し、本八に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

二 上記イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、本項第(1)号 二の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に第(1)号 又は第(3)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数含まないものとする。

	<p>転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。</p> <p>(3) 第(1)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(4) 本項第(1)号乃至第(3)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金399,999,985円</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>本新株予約権の新株予約権者は、平成26年10月10日から平成31年4月10日(別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。</p> <p>(1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)</p> <p>(2) 振替機関が必要であると認められた日</p> <p>(3) 組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編成行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、平成26年10月10日以降いつでも、本新株予約権付社債権者に対して、取得日(以下に定義する。)から14日以上前の事前の通知(かかる通知は撤回することができない。以下「取得通知」という。)を行うことにより、取得日に、本新株予約権付社債の全部又は一部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。当社は、その選択により、取得した本新株予約権付社債を保有若しくは売却し、又は当該本新株予約権付社債を消却することができる。</p> <p>なお、当社と各割当予定先とは、当社が取得を行う場合には各割当予定先の事前の承諾が必要であること、各割当予定先が本新株予約権を行使しようとする場合には、各割当予定先は、当社が、一定期間内、取得を行うことを承諾することを合意している。</p> <p>「取得日」とは、当社が別に定め、取得通知に記載する日をいう。</p> <p>「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(A)本社債の額面金額相当額の金銭、及び(B)次の算式により算出される数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。)をいう。</p> $\frac{\text{転換価値 - 額面金額相当額(正の数である場合に限る。)}}{1 \text{ 株当たりの平均VWAP}}$ <p>「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。</p> $\frac{\text{各本社債の払込金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{ 株当たりの平均VWAP}$ <p>「1株当りの平均VWAP」とは、VWAP計算期間(以下に定義する。)に含まれる各VWAP取引日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値をいう。VWAP計算期間中に上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、1株当りの平均VWAPも適宜調整される。</p> <p>「最終日転換価額」とは、VWAP計算期間の最終日において有効な転換価額をいう。</p> <p>「VWAP計算期間」とは、当社が取得通知をした日(同日を含まない。)の5VWAP取引日(以下に定義する。)後から始まる30連続VWAP取引日をいう。</p> <p>本「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄において「VWAP取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、VWAPが発表されない日を含まない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	<p>1 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>2 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編成行為を行う場合は、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記(1)号乃至(10)号に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編成行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編成行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項と同様の調整に服する。 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編成行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編成行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。 その他の組織再編成行為の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。</p> <p>(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編成行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、上記「新株予約権の行使期間」欄に準ずる制限に服する。</p> <p>(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項 定めない。</p> <p>(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
--------------------------	---

	<p>(9) 組織再編成行為が生じた場合 本欄の規定に準じて決定する。</p> <p>(10) その他 承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編成行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編成行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。</p>
--	---

- (注) 1 本社債に付された新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計49個の本新株予約権を発行する。
- 2 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を当社に提出し、当社による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。
- 3 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記(注)2に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。
- (2) 本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- 4 株式の交付方法
当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- 5 本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しないこととする。

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
399,999,985	4,000,000	395,999,985

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用は、主に、反社会的勢力調査費用1,500千円、新株予約権付社債評価費用1,800千円及びその他事務費用700千円(印刷事務費用、登記費用)からなり、合計4,000千円を予定しております。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額396百万円については、下記のとおり研究開発資金及び運転資金に充当する予定であります。なお、当社は調達した資金を予定時期どおりに支出する予定ですが、支出の実行までは、当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。

調達する資金の具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
宅内ネットワーク専用端末の研究開発資金	100	平成26年5月～平成27年3月
モバイル端末向け製品の研究開発資金	80	平成26年4月～平成26年9月
量産のため運転資金	216	平成26年5月～平成27年7月

< 資金調達の主な目的 >

今日のスマートフォンやタブレットは、数年前の高性能パソコンに匹敵するデータ処理能力を有しております。例えば液晶デジタルTV受信機は、放送波で送られてくる圧縮されたデジタル映像や音声信号を特殊な半導体を使って解凍し液晶に表示しておりますが、スマートフォンやタブレットでは、これらの映像や音声の解凍をソフトウェアだけで処理することができます。同様に、デジタルビデオカメラ、携帯電話、ゲーム機等の機能についてもスマートフォン上のアプリケーションソフトでの実現が可能となっております。

一方、これらスマートフォンやタブレットの普及により、パソコンやデジタルビデオカメラの市場が侵食され、当社の収益の柱であったこれらの製品の周辺機器の売上が減少し、近年の業績低迷の要因となっております。そこで当社は、新たな収益基盤を確立させるべく、通信事業者向けの無線チューナーやSTB端末(テレビ等に接続され、ネットワーク等を通じて配信された放送信号を、接続したテレビ等において視聴可能な映像音声信号に交換する装置)の開発に参入し、平成25年7月にこれらの施策に係る資金の調達を目的として、第三者割当の方法による第5回新株予約権の発行を行いました。

この第5回新株予約権につきましては、本有価証券届出書提出日現在、全2,700,000個(2,700,000株)のうち2,235,000個(2,235,000株)が行使され総額280,912,150円(差引手取概算額)を調達しており、これらの資金は、当初の予定どおり、CATV局向け次世代STBの開発費として人件費100百万円、試作費等10百万円及びホームセキュリティ製品の研究開発費として人件費20百万円、試作費2百万円をそれぞれ平成25年7月から平成26年3月までの間、また、の量産部材の調達として材料費及び製造委託費148百万円を平成25年10月から平成26年3月までの間に充当しております。

しかしながら、上記新株予約権の行使による調達とその資金の活用は概ね順調に行われているものの、S T B 端末につきましては、C A T V 各局による採用時期が当社第 5 回新株予約権の発行当時の想定より遅れることとなったため、現在までの出荷台数は限定的なものになっており、現状では今後必要な開発資金を賄うほどの売上には至っておりません。一方、ホームセキュリティ製品の開発につきましては、平成26年夏の完成を目指し現在試作を行っている段階であります。

このような状況から、当社は、現状の厳しい業績を早期に回復させ、持続的な成長を実現するためには、引き続き通信事業者に向けてより付加価値のある製品の提案を行い、売上げの増加につなげる必要があると考えております。そのためには、現在、第 5 回新株予約権の発行により調達した資金をもとに開発、生産しております C A T V 局向け S T B 端末及びホームセキュリティ製品に機能を追加し、一体化した製品を開発するとともに、新たな製品の開発やこれらの新製品の量産化に取り組むこととし、その資金の確保が再度必要であるという結論に至りました。

<手取金の使途について>

宅内ネットワーク専用端末の研究開発資金

既に販売しております C A T V 局向けの S T B 端末は、V O D (ビデオオンデマンド)に対応し、C A T V 局を通じて配信されるコンテンツやサービスを容易に視聴することができる機器であります。また、現在開発中のホームセキュリティ製品は、宅内の各種センサーの情報を集約し伝送することが可能となっております。今後当社では、これらの機能を一体化し、さらに利便性の高い宅内ネットワーク専用端末の開発を行うため、これまでの C A T V 向け S T B 端末の開発を継承し発展させたいと考えております。

他方、日本の T V の視聴方法は、アンテナ線から放送信号を受信して据え置きの大画面 T V で見るという従来のスタイルに加え、ネットワーク経由で T V 信号を受信してタブレットやスマートフォンで見るというスタイルも急速に増加していくものと考えております。この新しい T V の視聴スタイルを実現するためには、ネットワーク経由で T V を受信するための複雑な配信プロトコル(主にソフトウェアで実現される通信手順)の開発が必要となります。この配信プロトコルを当社宅内ネットワーク専用端末に搭載することで、宅内ネットワークの届く範囲であれば、どこでも T V を視聴できるなど、さらに利便性を高めることができるものと考えております。

この配信プロトコルに対応するための開発資金として、ソフトウェア開発人件費100百万円に充当することを予定しております。

モバイル端末向け製品の研究開発資金

当社では、これまでスマートフォンやタブレット、ノートパソコンで地デジが受信できる U S B ドングル型の T V チューナーと上述の解凍機能を備えた T V 視聴アプリケーションソフトを開発してまいりましたが、さらに本年の 9 月までに、これらのモバイル端末向け T V チューナーと T V 視聴アプリケーションソフトの機能を高め、昨年 9 月から開始されたハイブリッドキャスト(放送とインターネットを融合させた無料のサービスであり、これにより高画質な放送コンテンツとともに大量の情報を表示することができます。)への対応や、録画機能のクラウド上での実現等の開発を行う予定であります。また、その研究開発資金として、ソフトウェア開発人件費80百万円に充当することを予定しております。

量産のため運転資金

上記の製品を量産開始するにあたり必要な金額は、金型費10百万円、試作費等10百万円、の製品を量産開始するにあたり必要な金額は、金型費15百万円、試作費等20百万円であります。また、の製品を量産するためには、材料費及び製造委託費180百万円が、の製品を量産するためには、材料費及び製造委託費150百万円がそれぞれ必要となり、これら合計385百万円のうち、自己資金で賄うことができない不足分を今回の調達による216百万円より充当する予定であります。

< 新株予約権付社債による資金調達を選択する理由 >

当社は、新製品の開発及び追加的な研究開発のための必要資金を確保するにあたり、複数の資金調達方法を検討いたしました。その結果、以下の理由により第三者割当の方法による本新株予約権付社債の発行が、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているなど現在の当社が置かれた厳しい経営状況に最も適した調達方法であるという結論に至りました。

公募増資又は第三者割当の方法による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができ、かつ償還の必要がない反面、流通市場への株式数の流入が即時に発生するため、株価に大きな影響を及ぼす可能性があります。一方、転換社債型新株予約権付社債による資金調達手法は、即時に希薄化が生じることがないことから、株価への影響が相対的に軽減されることが期待されます。

新株予約権による資金調達は、一般に、即時の希薄化を避けることができる反面、当初想定していた時期、金額での資金調達ができない可能性があるというデメリットがあると考えられております。当社は、平成25年7月25日付で発行した第5回新株予約権の行使による資金調達が、当初想定していた時期、調達額と大きく乖離せず、概ね順調に進んでいることから、今般の資金調達においても新株予約権を選択肢の一つとして検討を行いました。しかしながら、本件では、上記資金使途乃至に係る支出予定時期が目前に迫っているため、資金調達の時期及び金額が不確実である新株予約権による資金調達は、今回の資金調達の手法としては、転換社債型新株予約権付社債による資金調達に比して必ずしも適切ではないとの判断に至りました。当社グループの財政状態等を勘案すると、金融機関から当社に有利な条件で借入れを行うことは実際上困難であり、財務政策上も適切ではないと考えられます。

なお、本新株予約権付社債には、上記「1 新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）（短期社債を除く。）」の（新株予約権付社債に関する事項）「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載の取得条項（以下「現金決済条項」といいます。）が設定されておりますが、その理由については、今般の資金調達を受け、当社の業績が今後回復し、資金繰りに余裕ができるとともに当社普通株式の株価が高い水準となる場合には、既存株主の希薄化を回避する観点から、額面金額相当額について金銭を交付するため交付される株式数がより少なくなる現金決済条項の発動のほうが、額面金額相当額についても株式が交付されることとなる本新株予約権付社債の転換よりも、既存株主にとって有利な場合があると考えられるためです。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

Pleasant Valley(プレザント・バレー)

名称	Pleasant Valley(プレザント・バレー)	
所在地	33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland	
設立根拠等	アイルランド会社法に基づく法人	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
出資額	10,000円	
組成目的	上場有価証券等への投資	
組成日	平成19年7月3日	
代表者の役職及び氏名	Director, David Lawless	
業務執行組合員等に関する事項	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
	事業の内容	該当事項はありません。

Hillcrest, L.P.(ヒルクレスト・エルピー)

名称	Hillcrest, L.P.(ヒルクレスト・エルピー)			
所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands			
設立根拠等	ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づくLPS (Limited Partnership)			
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。			
出資額	5,736,967,000円			
組成目的	上場有価証券等への投資			
組成日	平成19年9月24日			
主たる出資者及びその出資比率	100.0% Hillcrest Fund, L.P.(ヒルクレスト・ファンド・エルピー) (ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づくLPSでありHillcrest, L.P.(ヒルクレスト・エルピー)の有限責任組合員です。)			
業務執行組合員又はこれに類する者	名称	Hillcrest Partners, L.P.(ヒルクレスト・パートナーズ・エルピー)		
	所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands		
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。		
	出資額	5,714,000円		
	組成目的	ファンドの運営・管理		
	業務執行組合員又はこれに類する者	名称	Hillcrest Co., Ltd.(ヒルクレスト・カンパニー・リミテッド)	
		本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
		国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
		代表者の役職・氏名	Director, Douglas R. Stringer	
		資本金	1米ドル	
		事業の内容	ファンドの運営・管理	
		主たる出資者及びその出資比率	100.0% Douglas R. Stringer	

Clear Sky, L.P.(クリアスカイ・エルピー)

名称	Clear Sky, L.P.(クリアスカイ・エルピー)			
所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands			
設立根拠等	ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づくLPS(Limited Partnership)			
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。			
出資額	1,351,083,000円			
組成目的	上場有価証券等への投資			
組成日	平成19年9月24日			
主たる出資者及びその出資比率	100.0% Clear Sky Fund, L.P.(クリアスカイ・ファンド・エルピー) (ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づくLPSでありClear Sky, L.P.(クリアスカイ・エルピー)の有限責任組合員です。)			
業務執行組合員又はこれに類する者	名称	Clear Sky Partners, L.P.(クリアスカイ・パートナーズ・エルピー)		
	所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands		
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。		
	出資額	1,352,000円		
	組成目的	ファンドの運営・管理		
	業務執行組合員又はこれに類する者	名称	Clear Sky Co., Ltd.(クリアスカイ・カンパニー・リミテッド)	
		本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
		国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
		代表者の役職・氏名	Director, Kiyomi Bernet	
		資本金	1米ドル	
		事業の内容	ファンドの運営・管理	

フラッグシップアセットマネジメント投資組合55号

名称	フラッグシップアセットマネジメント投資組合55号	
所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	
設立根拠等	民法に規定する任意組合	
出資額	33,000,000円	
組成目的	投資	
組成日	平成26年2月10日	
主たる出資者及びその出資比率	40.0% 笹沼 泰助 40.0% リチャード・エル・フォルソム 20.0% 株式会社フラッグシップアセットマネジメント	
業務執行組員又はこれに類する者	名称	株式会社フラッグシップアセットマネジメント
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 猪熊 英行
	資本金	50,000,000円
	事業の内容	投資事業組合財産の運用及び管理
	主たる出資者及びその出資比率	アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合(100.0%)

(平成26年3月25日現在。)

b 提出者と割当予定先との間の関係

提出者は、いずれの割当予定先及びその業務執行組員との間においても、本有価証券届出書提出日現在、出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係はありません。

c 割当予定先の選定理由

当社が属するエレクトロニクス業界におきましては、スマートフォンやタブレットの市場が拡大する一方、テレビやパソコン、デジタルカメラ等のデジタル家電の需要縮小が止まらず、厳しい経営環境が続いております。

このような中で当社は、成長するスマートフォン・タブレット市場に向け、無線LANを利用したワイヤレステレビチューナーやフルセグ視聴アプリケーション等の開発に努める一方、需要の変動が激しい個人向け製品よりも安定した収益が見込める法人向けビジネスに本格参入し、事業の収益化に努めてまいりました。しかしながら、パソコンやデジタルビデオカメラ等の既存事業の落ち込みを補う新たな事業の確立に時間を要しており、足下の経営成績は平成25年9月期における332百万円の連結営業損失に続き、平成26年9月期第1四半期に336百万円の連結営業損失を計上し、その結果、当該第1四半期末における連結純資産が223百万円の債務超過となるなど、厳しい状況が続いております。

かかる状況のもと、当社はCATV局向けのSTB端末及びホームセキュリティ製品への機能追加とモバイル端末向けTV受信チューナーの開発並びにこれら製品の量産に向けた必要資金の調達等について、複数の潜在的投資者との間で検討及び議論を重ねてまいりました。

そのような中、当社は、株式会社アドバンテッジアドバイザーズ(代表者：岩本朗 所在地：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 当社との関係：特筆すべき取引関係、人的関係及び資本関係はありません。)(以下「アドバンテッジアドバイザーズ」といいます。)より、同社が間接的に投資助言サービスを提供しているファンドである上記「a 割当予定先の概要」記載のファンドを割当予定先候補として紹介されました。

当社は、様々な情報交換やヒアリング等により検討を行った結果、上記ファンド(又はかかる投資実績及び信頼性を有する者により運営されているファンド)に対して本新株予約権付社債の第三者割当を行うことにより、アドバンテッジアドバイザーズの戦略的なアドバイスと豊富なネットワークを活用でき、また、無線チューナーやSTB端末/モバイル端末向け製品や宅内ネットワーク専用端末等の法人向け販売事業の早期の収益化に資するものであり、直近一年間の月末平均残高が300百万円以下と薄くなった手許資金を400百万円積み増すことができ、かつ、本新株予約権が当初の想定どおりに行使された場合には当社の財務基盤の強化に資するものと判断し、当該ファンドを第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

Pleasant Valley(プレザント・バレー)	1,708,590株
Hillcrest, L.P.(ヒルクレスト・エルピー)	1,075,779株
Clear Sky, L.P.(クリアスカイ・エルピー)	253,124株
フラッグシップアセットマネジメント投資組合55号	63,281株

なお、上記株数は、本新株予約権付社債が、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)(短期社債を除く。)」の(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載の転換価額においてすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数であり、同欄に記載するところにより転換価額が調整された場合には、これに従い調整されます。

e 株券等の保有方針

当社は、各割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること(本新株予約権付社債を普通株式に転換した上で売却する際における投資資金の回収)を目的として、本新株予約権付社債及び本新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を中長期的に保有する予定である旨、及び当該普通株式については、当社の業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ保有又は売却する方針である旨の説明を割当予定先から口頭にて受けております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、各割当予定先の銀行口座残高を確認することにより、本新株予約権付社債の払込みに足りる預金を確認いたしました。

g 割当予定先の実態

割当予定先、役員、業務執行組合員及び主な出資者(以下「割当予定先関係者」といいます。)が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについては、当社は各ファンドの定款、登記簿及び外国における登記簿に相当する書類、金融機関に開設された銀行口座の残高証明等の資料を収集した他、インターネット検索サイトを利用して他社への投資実績を確認いたしました。

また、第三者調査機関である株式会社JPRサーチ&コンサルティング(代表者:代表取締役 古野啓介 住所:東京都港区虎ノ門三丁目7番12号虎ノ門アネックス6階)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、当該割当予定先関係者が反社会的勢力である、又は、各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。

これらの方法により、当社は、当社の把握する限りにおいて、割当予定先関係者が反社会的勢力とは関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先の議決権行使等に関しては各割当予定先がそれぞれ独自に判断するものであり、また、Pleasant Valley, Hillcrest, L.P.及びClear Sky, L.P.については、アドバンテッジアドバイザーズは当該各割当予定先に出資する投資家の特性及び当該各割当予定先に適用のある法規制等を考慮しつつ、当該各割当予定先の投資等に関するサービスを提供している(具体的には、当該各割当予定先の投資前には投資先候補の発掘及び関連する市場や業況等に関する情報提供を行い、投資後には、株主としての当該各割当予定先が投資先の企業価値の向上を図るための業務委託先として、投資対象会社にコンサルティングサービスを行います。)にすぎず、議決権行使権限等を有していない旨の説明を受けております。

また、当社は、割当予定先から、割当予定先の議決権行使等に関しては各割当予定先がそれぞれ独自に判断するものですが、本新株予約権付社債の引受けについては、各割当予定先の出資金額に応じた割合で共同で引受けを行うこととなるため、本新株予約権付社債の発行後、共同保有者として大量保有報告書を提出する旨の説明を受けています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません

3 【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定の根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため独立した第三者機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーズ(代表者:代表取締役社長 小幡治 所在地:東京都港区東麻布一丁目7番7号)(以下「ヴァーリック」といいます。)に本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本新株予約権付社債の評価報告書(以下「評価報告書」といいます。)を受領いたしました。ヴァーリックは、一定の前提(本新株予約権付社債に係る新株予約権の条件、当社株式の株価144円、転換価額129円、株価の変動率(ボラティリティ)49.5%、安全資産利子率0.2%、配当利率0%、調達スプレッド121bps)の下、モンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額につきましては、129円と決定いたしました。なお、この転換価額は、平成26年3月24日(取締役会決議日の前営業日)における当社普通株式終値144円に対して10.4%のディスカウント、1ヶ月の終値平均142円に対して9.1%のディスカウント、3ヶ月の終値平均152円に対して15.1%のディスカウント及び6ヶ月の終値平均152円に対して15.1%のディスカウントとなります。上記のディスカウント率につきましては、当社が平成24年9月期及び平成25年9月期の2期連続で営業損失を計上し、さらに平成26年9月期第1四半期においても3億36百万円の営業損失を計上していること、また、純資産についても2億23百万円の債務超過となっていること、その結果継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していること等の当社の厳しい経営環境や当社普通株式の株価水準等、割当予定先との交渉状況等を総合的に考慮し、直近の株価に対して一定のディスカウントをせざるを得ないと判断するとともに、他方で当社の既存株主の利益を考慮するため、日本証券業協会作成に係る平成22年4月1日付「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を参考に、本新株予約権付社債の転換価額が1ヶ月の終値平均の90%以上であることも勘案し、決定いたしました。

その上で、当社は、本新株予約権付社債について、本社債に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権の実質的な対価と本新株予約権の公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、上記取締役会の出席監査役2名全員(社外監査役1名。なお、社外監査役野垣浩は欠席。)は発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、上記評価報告書の結果及び上記取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるヴァーリックが本新株予約権の算定を行っていること、ヴァーリックによる本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと、本新株予約権の実質的な対価に本新株予約権の公正な価値を上回るものであることから、本新株予約権付社債の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当しないと意見を表明しております。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債が転換価額129円によりすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数の合計数は3,100,744株(議決権の数31,005個)であり、これは、平成26年3月24日現在の当社の発行済株式総数13,269,100株に係る議決権を有しない株式を除いた議決権の総数131,504個の23.5%に相当します。

しかし、本新株予約権付社債の発行により調達する資金を、上記「第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり研究開発資金及び運転資金に充当することにより、当社の法人向け事業の更なる拡大に資するものと考えていることから、本新株予約権付社債の発行による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権付社債が転換価額129円によりすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数の合計数は3,100,774株(議決権の数31,005個)です。これは、平成26年3月24日現在の当社の発行済株式総数13,269,100株に係る議決権を有しない株式を除いた議決権の総数131,504個の23.5%となり、25%以上の割合の希薄化は生じません。したがって、第三者割当による本新株予約権付社債の発行は、大規模な第三者割当に該当しません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
Pleasant Valley (プレザント・バレー)	33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland			1,708	12.13
藤岡 浩	大阪府富田林市	1,593	14.35	1,593	11.31
株式会社エス・エス・ディ	大阪府富田林市藤沢台 6丁目24番22号	1,475	13.28	1,475	10.47
Hillcrest, L.P. (ヒルクレスト・エルピー)	Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands			1,075	7.64
藤岡 毅	大阪府富田林市	800	7.20	800	5.68
Clear Sky, L.P. (クリアスカイ・エルピー)	Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands			253	1.80
藤岡 有紀子	大阪府富田林市	223	2.01	223	1.58
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋 茅場町1丁目2番10号	223	2.01	223	1.58
田中 良和	京都市伏見区	222	2.00	222	1.58
ピクセラ従業員持株会	大阪市浪速区難波中 2丁目10番70号	159	1.43	159	1.13
計		4,695	42.28	7,735	54.92

- (注) 1 平成25年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
- 2 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第三位未満を切捨てております。
- 3 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年9月30日現在の総議決権数に、本新株予約権付社債が転換価額129円によりすべて転換された場合に交付される当社普通株式3,100,774株に係る議決権の数31,005個を加えて算定しております。
- 4 平成26年3月24日現在118,712株の自己株式を有しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第32期)及び四半期報告書(第33期第1四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年3月25日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた追加は以下の通りです。

なお、将来に関する事項は本有価証券届出書提出日(平成26年3月25日)現在において判断したものです。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成26年3月25日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

(前略)

(4) その他のリスク

(中略)

株式の希薄化に関するリスク

平成26年3月25日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当の方法により発行を予定する第1回新株予約権付社債が転換価額129円によりすべて転換された場合に交付を予定する3,100,774株は、平成26年3月24日現在の当社の発行済株式総数13,269,100株(議決権を有しない株式を除いた議決権の数131,504個)の約23.3%(議決権割合23.5%)にあたります。かかる株式の交付により、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(後略)

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第32期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成25年12月25日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成25年12月20日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年12月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役には藤岡浩氏、池本敬太氏及び栗原良和氏を選任するものであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役には河崎達夫氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成の割合(%)
第1号議案 取締役3名選任の件 藤岡 浩	55,948	6,690	0	(注)	可決 89.30
池本 敬太	57,443	5,195	0	(注)	可決 91.69
栗原 良和	57,421	5,217	0	(注)	可決 91.65
第2号議案 監査役1名選任の件	61,886	753	0	(注)	可決 98.78

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(平成26年2月13日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

平成26年2月13日(第1四半期決算取締役会承認日)

(2) 当該事象の内容

当社グループでは、液晶テレビ及びその周辺機器の製造の一部を海外の大手EMS(電子機器受託製造サービス)に委託しておりましたが、昨今の液晶テレビの需要減少や円安の定着を受け採算が悪化していることから、国内生産への回帰を含めた生産体制の見直しを行っております。

この度、その一環としてEMSへの委託を解消した結果、それに伴う資産の廃棄等の費用が発生いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響

平成26年9月期第1四半期の連結決算において、業務委託契約解消損41百万円を特別損失に計上いたします。

3 資本金の増減

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第32期事業年度)の提出日(平成25年12月24日)以後、本有価証券届出書提出日平成26年3月25日までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成25年12月25日～平成26年3月25日(注)	1,005,300	13,269,100	70,256	1,254,268	70,256	152,977

(注) 新株予約権の行使によるものであります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第32期)	自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日	平成25年12月24日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第33期第1四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年12月24日

株式会社ピクセラ

取締役会 御中

公認会計士 日 野 利 泰 印

公認会計士 重 谷 芳 人 印

< 財務諸表監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年7月25日に発行した新株予約権につき、平成25年10月1日から平成25年12月24日までの間に権利行使があり、新株式の発行を行っている。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ピクセラの平成25年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、私たちに内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、私たちの判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、株式会社ピクセラが平成25年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年12月24日

株式会社ピクセラ

取締役会 御中

公認会計士 日 野 利 泰 印

公認会計士 重 谷 芳 人 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピクセラの平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年7月25日に発行した新株予約権につき、平成25年10月1日から平成25年12月24日までの間に権利行使があり、新株式の発行を行っている。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月14日

株式会社ピクセラ

取締役会 御中

日野公認会計士事務所

公認会計士 日野 利 泰 印

重谷公認会計士事務所

公認会計士 重 谷 芳 人 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

私たちは、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年7月25日に発行した新株予約権につき、平成26年1月1日から平成26年2月14日までの間に権利行使があり、新株式の発行を行っている。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。